締約国に関する情報 ＮＩ	ニカラグア	附属書　Ｂ１ ＮＩ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Registry of Intellectual Property (Nicaragua) （知的財産登録局（ニカラグア））
所在地	Costado Este Hotel Real Intercontinental Metrocentro, Managua, Nicaragua
郵便のあて名	Apartado No. 8, Managua, Nicaragua
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(505) 2248 9300 ezuniga@mific.gob.ni alarguello@mific.gob.ni http://www.mific.gob.ni な　し
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	電子メールによる提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から１か月以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
ニカラグアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ＷＩＰＯ国際事務局又は知的財産登録局（ニカラグア）
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
ニカラグアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	知的財産登録局（ニカラグア）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特許，実用新案

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

ＮＩ	ニカラグア（続き）	ＮＩ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するニカラグアの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
ニカラグアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
ニカラグアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書に記載しなければならない。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知の日から２か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	